

## 産業廃棄物運搬業務委託 仕様書

### 1 業務の内容

月岡浄化センター生活排水系統脱水汚泥を収集し、米倉有機資源センターへ運搬する。  
(運搬距離片道約12km)

### 2 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで

### 3 業務量 (1年間の見込値)

#### 脱水汚泥量

月岡浄化センター 年間130t 生活排水系統(温泉系統を除く。)1回当たり約4t  
※上記は予定数量であり変動する場合があるため、契約は単価契約とする。

### 4 現場所在地

- |                |            |             |
|----------------|------------|-------------|
| (1) 排出現場の所在地   | 月岡浄化センター   | 新発田市月岡848番地 |
| (2) 運搬先処理場の所在地 | 米倉有機資源センター | 新発田市米倉619番地 |

### 5 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、下水道法、産業廃棄物処理法その他関係法令を遵守し、適切な方法で行うこと。
- (2) 脱水ケーキの運搬車は、受注者の用意した車両とする。
- (3) 運搬車両に関する費用は委託料に含めるものとする。
- (4) 米倉有機資源センターの利用料は発注者が負担する。
- (5) 収集日は前月までに日程表等で示すようにするが、場合によっては、数日前に連絡し収集を依頼することがある。

また、収集日についての調整は、月岡浄化センターと直接連絡を取るものとする。

- (6) 本仕様書及び契約書に記載のない事項については、発注者、受注者協議の上、決定する。

#### (7) 提出書類など

- ・汚泥収集運搬業務報告書
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)B2票
- ・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

### 6 請求書提出先

新発田市水道局庁舎内 下水道課 施設管理係 TEL 0254-23-7284

※契約終了後、この契約に関する業務評価を行います。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

## 産業廃棄物運搬業務委託 基本事項

排出事業者 新発田市（以下「発注者」という。）と収集運搬処分業者（以下「受注者」という。）が、発注者の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬の委託に関して契約を締結する基本事項は下記のとおりである。

発注者の事業場の名称：月岡浄化センター（新発田市月岡 8 4 8 番地）

第 1 条 委託する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の種類、数量、発注者が受注者に支払う金額の内訳は次の表のとおりとする。

種 類	数 量	金 額 収集運搬費
汚 泥	見込量 130 <sup>t</sup> /年	円/t

第 2 条 産業廃棄物を運搬する最終目的地の名称及び所在地は下記のとおりとする。

名 称 米倉有機資源センター  
所在地 新発田市米倉 6 1 9 番地

第 3 条 産業廃棄物について、受注者が積替・保管を行う場合は下記によるものとする。

ア) 積替・保管場所の名称及び所在地

積替・保管は行わない。

イ) 積替・保管場所において保管することができる産業廃棄物の種類

積替・保管は行わない。

ウ) 積替・保管場所に係る積替えのための保管上限

積替・保管は行わない。

エ) 安定型産業廃棄物を積替・保管場所において他の廃棄物と混合する事に関する許否等

積替・保管は行わない。

第 4 条 産業廃棄物を適正に処理するために必要な情報は次の表のとおりとする。

性状・荷姿	腐敗・揮発等の性状変化	混合等による支障
固形状・バラ	腐敗のおそれあり	—

第 5 条 発注者は本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該産業廃棄物に係る情報に変更が生ずる場合は速やかに当該情報を文書にて受注者に提供し、両者で対応について協議する。

第6条 委託する産業廃棄物を処分又は再生する場所の名称、所在地、処分又は再生する方法、処分又は再生する施設の処理能力は次の表のとおりとする。

処分再生場所の名称、所在地	処分再生の方法	処理能力
米倉有機資源センター 新発田市米倉619番地	攪拌による堆肥化	汚泥30t/日

2 この契約における廃棄物の処分場の利用料は発注者が負担する。

第7条 受注者の事業範囲は下記のとおりとする。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかに発注者に通知する。

運搬：別添のとおり

第8条 受注者の発注者に対する報告は、汚泥収集運搬業務報告書及び産業廃棄物管理表（マニフェスト）B2票の提出によって行うものとする。

第9条 発注者あるいは受注者は、相手方がこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

ただし、その場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物を発注者受注者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できないものとする。